

第139期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月24日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

場所

長野市大字中御所字岡田178番地8

当行本店3階 大会議室

新型コロナウイルスについてのお願い

株主総会にご出席される株主様は、ご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮いただきますようお願い申し上げます。併せて議決権行使書による議決権行使またはインターネット等による議決権行使もご検討いただきますようお願い申し上げます。

お土産についてのお知らせ

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

第139期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
■ 第1号議案 剰余金の処分の件	5
■ 第2号議案 定款一部変更の件	6
■ 第3号議案 取締役3名選任の件	8
■ 第4号議案 監査役1名選任の件	12
(添付書類)	
第139期事業報告	15
計算書類	37
連結計算書類	40
監査報告書	42

株式会社 **八十二銀行**

証券コード：8359

招集ご通知

証券コード 8359

2022年6月3日

株主各位

長野市大字中御所字岡田178番地8

株式会社 八十二銀行

取締役頭取 松下正樹

第139期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当行第139期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2022年6月23日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 長野市大字中御所字岡田178番地8
当行本店3階 大会議室
3. 目的事項

報告事項	(1) 第139期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件 (2) 第139期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役3名選任の件 第4号議案 監査役1名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 重複行使の取扱い

議決権行使書とインターネット等により重複して議決権行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、インターネット等で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

(2) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、当行の議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理人ご本人の議決権行使書および代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

- 次の事項につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の**当行ホームページ**に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
 - ① 事業報告の「新株予約権等に関する事項」、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「業務の適正を確保する体制」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」、「その他」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
 - ③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」監査役が監査した事業報告、計算書類および連結計算書類は、本招集ご通知に添付の事業報告、計算書類および連結計算書類のほか、上記①から③までの事項となります。
会計監査人が監査した計算書類および連結計算書類は、本招集ご通知に添付の計算書類および連結計算書類のほか、上記②および③の事項となります。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の内容をインターネット上の**当行ホームページ**に掲載させていただきますのでご了承ください。

当行ホームページ ▶ <https://www.82bank.co.jp/ir/kabushiki/soukai.html>

議決権行使のご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会ご出席による議決権行使



開催日時 2022年6月24日(金曜日)午前10時

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
紙資源削減のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

郵送による議決権行使



行使期限 2022年6月23日(木曜日)午後5時到着分

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。
なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

インターネット等による議決権行使



行使期限 2022年6月23日(木曜日)午後5時

パソコン、スマートフォンから当行指定の**議決権行使サイト**(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。(ただし、毎日午前2時から5時まで取り扱いを休止します。)

株主さま以外の第三者による不正アクセス(なりすまし)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、次頁ヘルプデスクにお問合せください。

QRコードの読み取り機能を搭載したスマートフォンを利用して、右記の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることも可能です。

議決権行使サイトをご利用いただく際のインターネット接続料・通信料等の費用は株主さまのご負担になります。

QRコード



機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま(常任代理人さまを含みます。)につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

インターネット等による議決権行使について

議決権行使ウェブサイトについて

インターネット等によって議決権を行使される場合は、当行の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用ください。

スマートフォンによる議決権行使

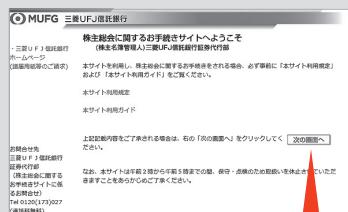
同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。こちらでは1回に限り議決権を行使できます。



パソコンによる議決権行使

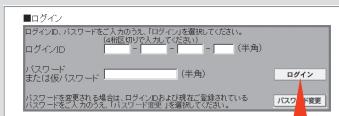
議決権行使ウェブサイトアドレス ▶ <https://evote.tr.mufig.jp/>

1 議決権行使サイトへアクセスする



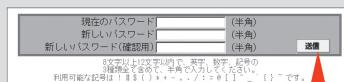
「次の画面へ」をクリック

2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



ログインをクリック

3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方を入力



「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

 0120-173-027（通話料無料）受付時間 9：00～21：00（土曜、日曜、祝日も受付）

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

当行の配当方針は、1株当たりの配当の下限を5円とし、安定配当と自己株式取得による積極的な株主還元を実施することを基本方針としております。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、1株につき10円といたしたいと存じます。なお、中間配当金6円と合わせた年間配当金は、16円であります。

1. 配当財産の種類
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項および総額
当行普通株式 1株につき10円
配当総額 4,896,577,240円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月27日

第2号議案

定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行される予定であることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当行定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p style="text-align: center;"><削 除></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>1. 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役3名選任の件

取締役のうち、佐藤裕一、佐藤信司、田下佳代の3名は、本定時株主総会終結の時をもって任期が満了し、また、黒澤壯吉は本定時株主総会終結の時をもって取締役を辞任いたします。これに伴い取締役3名の選任をお願いするもので、候補者は次のとおりであります。

(参考) 候補者一覧

候補者 番号		氏名	現在の地位	出席回数／取締役会
1	再任	佐藤信司	常務取締役	14回／ 14回 (100%)
2	再任	田下佳代	取締役	14回／ 14回 (100%)
3	新任	金井孝行	—	—

1

佐藤信司

1962年7月9日生（満59歳） 男性

再任

取締役会出席状況 14回／14回（100%） 候補者の有する当行の株式数 24,498株

略歴、当行における地位および担当、重要な兼職の状況

1985年4月	当行入行	2018年6月	当行執行役員上田支店長
2004年6月	当行佐久中央支店長、引続き融資部付、池袋支店長、個人部長、名古屋支店長、昭和通エリア昭和通営業部長、小諸支店長	2020年6月	当行常務取締役 営業企画部、営業渉外部、国際部担当
2017年6月	当行執行役員小諸支店長	2021年6月	当行常務取締役松本営業部長 現在に至る

候補者とした理由

営業部門に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2020年6月からは取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした豊富な経験や見識を活かすことにより、引続き当行の経営に貢献ができる人物と判断し、取締役候補者としたしました。

2

田下佳代

1963年4月2日生（満59歳） 女性

社外役員

独立役員

再任

取締役会出席状況 14回／14回（100%） 候補者の有する当行の株式数 8,922株

略歴、当行における地位および担当、重要な兼職の状況

1990年4月	弁護士登録（長野県弁護士会）	2014年4月	長野県弁護士会会長 （2015年3月退任）
1991年4月	宮澤法律事務所勤務	2016年6月	当行取締役 現在に至る
1996年4月	田下法律事務所開設		
2007年10月	長野県人事委員会委員（現任）		

候補者とした理由及び期待される役割

弁護士として企業法務に携わり、高い専門性と豊富な経験を有しており、独立した立場から当行の経営に監督・助言を行い、社外取締役としての職務を適切に遂行しております。会社経営に関与したことはありませんが、こうした高い専門性と豊富な経験を活かすことにより、引続き当行の経営に貢献ができる人物と判断し、社外取締役候補者としたしました。選任後は、特に法務分野における専門的な観点から当行の業務執行に対する監督・助言等をいただくことを期待しております。また、選任・報酬委員会の委員として当行の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し独立した立場から関与いただく予定であります。

3

かな い たか ゆき
金 井 孝 行

1959年4月16日生（満63歳）男性

社外役員

独立役員

新任

取締役会出席状況 —

候補者の有する当行の株式数 — 株

略歴、当行における地位および担当、重要な兼職の状況

- | | | | |
|----------|---------------------------------|---------|--|
| 1982年4月 | 株式会社日本債券信用銀行
（現株式会社あおぞら銀行）入行 | 2017年3月 | 西本Wismettacホールディングス株式会社代表取締役社長COO
（2020年3月退任） |
| 2008年10月 | 同行業務執行役員（2010年9月退任） | 2020年6月 | 亀田製菓株式会社社外取締役（現任）
現在に至る |
| 2010年10月 | 西本貿易株式会社入社、専務取締役 | | |
| 2012年3月 | 同社代表取締役社長 | | |

候補者とした理由及び期待される役割

株式会社あおぞら銀行業務執行役員、西本Wismettacホールディングス株式会社代表取締役社長COOなどを歴任されており豊富な知見を有しております。金融分野のみならず会社経営者としての経験と高度な見識から多様な視点で意見をいただけると判断し、社外取締役候補者といたしました。選任後は、特に企業経営・ガバナンス分野における専門的な観点から当行の業務執行に対する監督・助言等をいただくことを期待しております。また、選任・報酬委員会の委員として当行の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し独立した立場から関与いただく予定であります。

-
- (注) 1. 田下佳代氏とは一般預金者としての通常の取引がありますが、当行の預金に占める取引の規模、性質等に照らして株主、投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えます。
2. 上記1のほか、各取締役候補者と当行の間いずれも特別の利害関係はありません。
3. 当行は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2022年12月25日に更新予定となっております。本議案でお諮りする取締役の各氏のうち再任予定の候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引続き被保険者となります。また、金井孝行氏については、選任後被保険者となります。

【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】

- ① 被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
- ② 填補の対象となる保険事故の概要
特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害および訴訟費用等について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。
- ③ 役員等の職務の適正性が損なわれないための措置
保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしています。また、リスクの一定の割合を当行の自己負担とする縮小割合を設定しております。
4. 田下佳代氏および金井孝行氏は社外取締役候補者であります。なお、当行は2名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
5. 田下佳代氏は、2016年6月より当行社外取締役を務めており、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって6年となります。
6. 当行は、現行定款第29条に基づき、田下佳代氏との間に、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定義される最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。同氏が再任された場合、現契約を継続する予定であります。また、金井孝行氏が社外取締役に選任された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特筆すべき事項はありません。
8. 各取締役候補者の年齢は、本定時株主総会開催時の満年齢であります。

第4号議案

監査役1名選任の件

監査役のうち、北澤吉美は、本定時株主総会終結の時をもって任期が満了いたします。これに伴い監査役1名の選任をお願いするもので、候補者は次のとおりであります。本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者

かさ 笠	はら 原	あき 昭	ひろ 寛	1965年8月5日生（満56歳） 男性	新任
取締役会出席状況	—	候補者の有する当行の株式数		14,421株	
監査役会出席状況	—				

略歴、当行における地位、重要な兼職の状況

1989年4月	当行入行	2019年6月	当行執行役員企画部長
2009年6月	当行梓川支店長、引続き融資部付、 松代支店長、総務部長	2021年6月	当行執行役員監査部長 現在に至る

候補者とした理由

営業部門や企画部門、監査部門に携わるなど豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、財務・会計に関する知見も有しており、経営監視機能を発揮できる人物と判断し、監査役候補者といいたしました。

- (注) 1. 監査役候補者と当行の間に特別の利害関係はありません。
2. 当行は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2022年12月25日に更新予定となっております。本議案でお諮りする笠原昭寛氏については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引続き被保険者となります。
- 【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】
- ① 被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
 - ② 填補の対象となる保険事故の概要
特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害および訴訟費用等について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。
 - ③ 役員等の職務の適正性が損なわれないための措置
保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしています。また、リスクの一定の割合を当行の自己負担とする縮小割合を設定しております。
3. 会社法施行規則第76条に定める、監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特筆すべき事項はありません。
4. 監査役候補者の年齢は、本定時株主総会開催時の満年齢であります。

(ご参考) 社外役員の選任および独立性の判断基準

■ 社外取締役および社外監査役の選任基準

社外取締役候補者または社外監査役候補者の選任に当たっては、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことを前提としつつ、以下の「社外役員の独立性判断基準」により判断しております。

■ 社外役員の独立性判断基準

当行における社外取締役候補者または社外監査役候補者は、原則として、現在または最近において以下のいずれの要件にも該当しない者とする。

- (1) 当行を主要な取引先とする者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (2) 当行の主要な取引先、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (3) 当行から役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等。
- (4) 当行を主要な取引先とするコンサルティング事務所、会計事務所および法律事務所等の社員等。
- (5) 当行から、多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (6) 当行の主要株主、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (7) 次に掲げる者（重要でない者は除く）の近親者。
 - ・上記(1)～(6)に該当する者。
 - ・当行およびその子会社の取締役、監査役、執行役員および重要な使用人等。

- 「最近」の定義 実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。
- 「主要な取引先」の定義 直近事業年度の連結売上高（当行の場合は連結業務粗利益）の1%超を基準に判定する。なお、IFRS適用企業を対象とする場合は、収益（売上収益）の1%超を基準に判定する。
- 「法人等」の定義 法人以外の団体を含む。
- 「多額」の定義 過去3年平均で、年間1,000万円超。ただし、公益を目的とする事業を行う法人（「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づいて設立される法人に限る）に対する寄付の場合を除く。
- 「近親者」の定義 二親等以内の親族。
- 「重要でない者」の定義 会社の役員・部長クラスの者や会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士などを「重要な者」とし、そうでない者を「重要でない者」とする。

(ご参考) 取締役・監査役のスキルマトリックス

当行は、取締役会がその役割・責務を実効的に果たすためには、取締役会を構成するメンバーとして当行の業務やその課題に精通する行内の人材が一定数必要であることに加え、取締役会を構成するメンバーの知識・経験・能力の多様性を確保することも重要であると考えております。

このような観点から、当行は、多様な知見やバックグラウンドを有する人材を、取締役・監査役として選任することを基本方針としております。

取締役・監査役（新任候補者を含む）のスキルマトリックスは以下のとおりです。

(注) 下記マトリックスは、各氏の有するすべての知見・経験を表すものではなく、各氏の経験等を踏まえて特に専門性を発揮することが期待される分野を1人あたり3つずつ記載しております。

氏名	地位	特に専門性を発揮することが期待される分野							
		企業経営 組織運営	グローバル	金融 マーケット	営業戦略 企業支援	法務 リスク管理	DX・IT テクノロジー	人事 ダイバー シティ	地域社会 環境
湯本 昭一	取締役会長	●	●	●					
松下 正樹	取締役頭取	●			●	●			
浅井 隆彦	取締役副頭取	●			●			●	
宮原 博之	常務取締役				●	●		●	
佐藤 信司	常務取締役		●		●			●	
樋代 章平	常務取締役				●	●	●		
田下 佳代	社外取締役	●				●		●	
濱野 京	社外取締役	●	●					●	
神澤 鋭二	社外取締役	●					●		●
金井 孝行	社外取締役 (候補者)	●	●	●					
峰村 千秀	常勤監査役		●		●	●			
笠原 昭寛	常勤監査役 (候補者)				●	●		●	
門多 丈	社外監査役	●	●	●					
和田 恭良	社外監査役	●				●			●
山沢 清人	社外監査役	●					●		●

以上

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

■ 当行の主要な事業内容

当行は預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、信託業務、金融商品仲介業務等を行い、地域の皆様に幅広い金融商品・サービスを提供しています。

■ 金融経済環境

2021年度のがわが国経済は、海外の景気回復を背景に輸出や設備投資が持ち直したものの、個人消費は新型コロナウイルスの感染状況に左右されたことから、全体として力強さを欠きました。当行の主要な営業基盤である長野県経済においても、製造業が持ち直す一方で非製造業は回復が進まず、全体として足踏み状態が続きました。生産面は、世界的なIT需要の高まりなどから輸出や設備投資が増加したものの、年度後半は半導体や部材の不足により伸びが鈍化しました。個人消費は、内食需要の増加に伴い大型小売店売上高は堅調に推移しましたが、飲食・宿泊等のサービス業は感染再拡大の影響を受けました。また、住宅投資は前年並みとなりましたが、公共投資は道路整備や防災関連など大型工事により高い水準を維持しました。

金融面においては、米国長期金利の低下を背景に10年物日本国債金利は0%近辺まで低下したのち、世界的な金融政策の正常化観測の高まりなどから一時0.1%を超える水準まで上昇しました。その後、オミクロン株の感染拡大を背景とした一進一退の局面を経て、年度後半は、世界的な金利上昇につれて推移し、期末は0.2%を超えました。

株式相場は、国内の感染再拡大による景気回復の遅れに対する懸念とワクチン接種の加速を背景とした国内経済の正常化期待の高まりが交錯し足踏み状態が続きました。年度中盤以降は、衆議院議員総選挙の結果に対する期待と商品価格の上昇などによる世界的なインフレ懸念の高まりから値動きの大きい相場環境が続きました。さらにウクライナを巡る地政学リスクの高まりも加わり、期末まで相場全体が乱高下する不安定な展開が続きました。

■ 事業の経過及び成果

こうした金融経済環境の下、お客さまニーズや社会環境の変化にあわせてビジネスモデルを変革していく姿として、中期経営ビジョン2021『『金融×非金融×リレーション』でお客さまと地域を支援する』を策定しました。5つのテーマ「経営の根幹としてのサステナビリティ」「ライフサポートビジネスの深化」「総合金融サービス・機能の提供」「業務・組織のデジタル改革」「成長とやりがいを支える人事改革」の実現を目指すとともに、経営理念で掲げる地域社会の発展に貢献するため、幅広い活動を展開してまいりました。

○ テーマ①「経営の根幹としてのサステナビリティ」

当行は地域社会の持続的な発展に貢献するべく、リーディングバンクとして金融および非金融の両面から地域の社会的課題の解決に取り組んでいます。

金融面の取組みとしましては、「八十二銀行グループ サステナブル投融資方針」を策定し、環境問題や社会課題を解決し持続可能な社会の実現に資するサステナブルファイナンスを2030年度までに累計1.5兆円実行する目標を掲げました。サステナブルファイナンスに関連する新商品では、「SDGsローン」「サステナビリティ・リンク・ローン」「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の取扱いを開始したほか、新設子会社である八十二インベストメントとともに「八十二サステナビリティ1号ファンド」を設立しました。また、12月からは運用益の一部を寄付する「SDGs外貨定期預金」の取扱いを開始するなど、お客さまと連携したSDGsに関する取組みを拡大しています。

非金融面の取組みとしましては、当行の創立90周年記念事業として、八十二文化財団と地域に根差した伝統文化、民俗芸能、食文化等の継承活動費を助成する「地域の文化継承活動助成事業」を開始しました。さらに長野県内の棚田保全ボランティア活動も開始し、収穫した棚田米は、こども食堂を運営する団体へ寄贈しました。

脱炭素化の取組みとしましては、9月に環境省の「金融機関向けポートフォリオのカーボン分析パイロットプログラム支援事業」に採択され、お取引先の温室効果ガス排出量を把握する知見の習得に努めました。

6月に新設した企画部【サステナビリティ統括室】を中心とした推進体制の強化を図り、お取引先の脱炭素化支援など持続可能な社会の実現に向けた幅広い活動を引き続き積極的に展開してまいります。

○ テーマ② 「ライフサポートビジネスの深化」

当行は非金融サービスの充実に加え、金融サービスの高度化・非対面取引の機能拡充によってお客さまの暮らし全般を生涯にわたってサポートできる銀行を目指しています。

非金融サービスの充実につきましては、庭木の剪定や家事代行、ハウスクリーニングなど、お客さまの住まいや暮らしにまつわる幅広いお困りごとを解決する「はちのライフサポートサービス」の取扱いを開始しました。

金融サービスの高度化につきましては、営業渉外部【信託グループ】を新設し、ご高齢のお客さまの財産管理ニーズや次世代への相続・資産承継ニーズにお応えするため、当行を受託者とした個人向け信託業務を新たに開始しました。また、住宅ローンでは金利上乘せがなく、すべての病気やケガを保障する疾病保障付住宅ローンの商品ラインナップを拡充しました。個人分野の相談機能の強化につきましては、コンサルティング営業の基礎知識となるFP1級およびCFPの資格取得サークルを立ち上げ、職員一人ひとりの自発的な能力伸長を後押ししました。また、専門的な知識・ノウハウを有するファイナンシャルアドバイザーの配置を進め、富裕層向けのコンサルティング体制の充実を図りました。さらに新設子会社「八十二アセットマネジメント」とともに金融サービスのさらなる高度化に挑戦してまいります。

○ テーマ③ 「総合金融サービス・機能の提供」

当行はコンサルティングメニューやグループ機能を拡充することで、事業者さまの企業経営に関する幅広いご相談をワンストップでサポートできる銀行を目指しています。

事業者さまの経営課題解決に向けた取組みとしましては、八十二システム開発と連携した「ITコンサルティング」を開始し、デジタル技術を活用した業務改善やサービス力向上をサポートしています。さらに、職員のITコーディネータ資格の取得をサポートする研修を新設し、お客さまの多種多様なIT化・デジタル化ニーズにお応えできる営業店担当者の育成に取り組みました。また、働き方改革や人材確保に向けた人事制度に関するご相談につきましては、長野経済研究所と連携した「人事コンサルティング」を開始しました。ものづくり補助金や事業再構築補助金などの補助金活用支援では、本部と営業店担当者が一体となり申請手続きをサポートするとともに、ウィズコロナ時代に向けた経営戦略の検討を支援しました。

10月に新設した投資専門子会社「八十二インベストメント」とは総額300億円の新ファンドを設立しました。投資・融資両面からの金融サービスと当行グループが一体となったコンサルティング機能を発揮し、事業者さまの成長を伴走的に応援してまいります。

○ テーマ④「業務・組織のデジタル改革」

当行はデジタル技術やデータの活用による業務の効率化や新サービスの開発を通じて、新たなビジネスモデルの構築に取り組んでいます。

6月にはデジタル化施策を通じてお客さまの利便性向上や業務改革を推進する部署としてデジタルトランスフォーメーション部および企画部〔デジタル推進グループ〕を設置しました。お客さまの利便性向上に向けた取組みとしましては、店頭相談業務でのお待ち時間の短縮を図るため「来店予約システム」の試行を開始しました。融資手続きをホームページ上で完結させる取組みでは「八十二電子契約サービス」を導入したほか、「WEB契約」対象商品を拡充しました。さらに「はちじゅうにビジネスマッチングシステム」を導入し、販路拡大をはじめとする幅広いビジネスニーズにスピーディーにお応えできるよう機能強化も図っています。現在、開発を進めている「Wallet+（ウォレットプラス）」やAIを活用した営業担当者サポートシステムの導入により、革新的なマネーサービスをご提供できるよう取り組んでまいります。

○ テーマ⑤「成長とやりがいを支える人事改革」

当行は職員の価値観やライフスタイルの多様化に対応するため、人事制度や働き方の改革を進め、職員一人ひとりが成長とやりがいを実感できる組織を目指しています。

働き方改革やダイバーシティの推進につきましては、6月に人事部〔ダイバーシティ推進室〕を設置しました。新たに策定した「ダイバーシティ&インクルージョン基本方針」に基づき、性別や年齢に関わらず多様な人材が活躍できる組織風土を醸成し、自由で新しい発想から組織力向上を目指してまいります。また、職員のキャリア形成支援では、人事部〔キャリア開発グループ〕を設置するとともに、それぞれが描くキャリアプランに応える体制づくりの一環として「プロフェッショナルコース」を導入しました。職員一人ひとりが成長とやりがいを実感でき、お客さまから支持される銀行グループへの成長を目指して、人事改革を進めてまいります。

○ 店舗

5月上松支店を上松町役場新庁舎内へ移転したほか、ダイレクトローン支店と八十二コールセンターを統合し、非対面業務の集約拠点としてダイレクト支店を設置しました。7月には長野駅からのアクセスを改善するため、長野駅前支店を移転しました。10月には新潟県中越・下越地区の事業者さまからのご相談に迅速にお応えできるよう法人特化型の拠点として新潟法人営業所を開設しました。また、現地建替えした岩村田支店は八十二リースとの共同店舗とし、当行事業拠点では初めてとなるZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）店舗といたしました。

当期の業績は以下になりました。

○ 損益の状況

経常収益は、金銭の信託運用益および国債等債券売却益の増加等により前期比3億2千7百万円増加して1,119億1千5百万円となりました。

また、経常費用は、貸倒引当金繰入額の減少等により前期比48億8千5百万円減少して805億5千万円となりました。

この結果、経常利益は前期比52億1千3百万円増加して313億6千5百万円となりました。

当期純利益は前期比38億7千8百万円増加して223億9千6百万円となりました。

なお、連結業績につきましては、経常利益が前期比58億9千9百万円増加して380億4千7百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比42億8千3百万円増加して266億6千7百万円となりました。

○ 預金・貸出金

預金は、個人預金を中心に期中3,958億円増加したことから、期末残高は8兆666億円となりました。

貸出金は、中央政府向け資金を中心に期中3,865億円増加したことから、期末残高は5兆9,740億円となりました。このうち中小企業向け資金は期中257億円増加して期末残高は1兆6,953億円、個人向け資金は期中679億円増加して期末残高は1兆3,123億円となりました。

○ 有価証券

有価証券につきましては、市場動向を注視し、安定的な収益を確保するとともに機動的な運用に努めました。国債および外国証券を中心に期中5,240億円減少し、期末残高は2兆8,098億円となりました。

○ その他

銀行の健全性を示す総自己資本比率は、連結19.06%、単体17.62%となり、銀行界トップ水準を維持しております。

■ 対処すべき課題

コロナ禍も3年目に入り、新しい生活様式や思考が定着しつつあります。DX（デジタルトランスフォーメーション）や働き方改革に加え、世界規模で広がるSDGsや脱炭素化をはじめとするサステナビリティの取組みは、企業活動における重要テーマとして位置づけられ社会全体が急速に変わろうとしています。

当行はこうした事業環境の変化に対応するとともに、地域社会の発展に貢献し続けられるよう「中期経営ビジョン2021」を策定しました。地域に必要とされる銀行グループであり続けるため経営の根幹にサステナビリティを据え、ビジネスモデルの変革と収益力の強化に取り組んでまいります。

具体的には、ウィズコロナ時代の経営戦略とともにDXや脱炭素化など新しい視点から企業価値向上に取り組まれる事業者さまには、金融サービスのほかにも、ヒト・モノ・情報など企業経営に関わるすべての面で期待にお応えできるよう当行グループの事業領域を広げ、総力を結集しともに活力あふれる地域社会を創ってまいります。

一方、人生100年時代を迎えより一層多様化していくライフプランに関しましては、デジタル技術も積極的に活用し、お客さまの暮らし全般をサポートできる銀行グループへと進化し、生涯にわたって選ばれ続けるよう安心・安全・便利なマネーサービスを提供してまいります。

また、ビジネスモデル変革を担う人材の育成につきましては、大胆な人事制度改革を進めることで一人ひとりの意識や行動の変革を促し、スピード感をもって自ら考え行動できる人材の育成に取り組んでまいります。多様な価値観の職員が存分に活躍できる職場環境を整えることで、魅力あふれる企業グループへと進化してまいります。

伝統的な銀行業務にとどまることなく非金融分野にも事業領域を拡大することで収益力を強化し、創立以来90年ともに歩んできた長野県のリーディングバンクとして、すべての事業活動から地域社会の発展に貢献してまいります。

株主各位のご厚情に心より感謝申し上げますとともに、これからも地域の皆様のご期待にお応えすべく努力してまいります。今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
預 金	6,746,895	6,989,187	7,670,775	8,066,627
定期性預金	2,369,820	2,360,604	2,398,680	2,436,170
その他	4,377,075	4,628,583	5,272,094	5,630,457
貸 出 金	5,310,562	5,443,996	5,587,528	5,974,071
個人向け	1,176,531	1,216,227	1,244,386	1,312,385
中小企業向け	1,513,671	1,526,454	1,669,635	1,695,376
その他	2,620,360	2,701,314	2,673,507	2,966,309
特定取引資産 (トレーディング資産)	13,373	29,559	12,157	13,370
特定取引負債 (トレーディング負債)	4,356	3,444	3,066	4,279
有 価 証 券	2,771,528	2,920,426	3,333,897	2,809,850
国 債	1,001,092	1,000,867	1,181,165	820,553
地 方 債	383,801	362,245	352,304	308,214
その他	1,386,634	1,557,313	1,800,426	1,681,082
総 資 産	10,394,621	10,413,208	12,075,029	13,265,200
内 国 為 替 取 扱 高	50,824,472	51,783,906	48,304,817	50,221,596
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 21,831	百万ドル 20,900	百万ドル 22,639	百万ドル 24,376
経 常 利 益	29,024	28,021	26,152	31,365
当 期 純 利 益	21,830	19,562	18,517	22,396
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 43 85	円 銭 39 69	円 銭 37 83	円 銭 45 74
信 託 財 産	395	378	347	673
信 託 報 酬	2	2	2	7

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2 貸出金のうち個人向けおよび中小企業向けには、当座貸越を含め、海外支店貸出および特別国際金融取引勘定貸出を除いて記載しております。

3 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株数）で除して算出しております。

＜ご参考＞ 連結業績の推移

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経常収益	160,013	163,637	152,604	151,349
経常利益	34,354	33,447	32,147	38,047
親会社株主に帰属する当期純利益	22,492	22,077	22,384	26,667
純資産額	765,509	748,432	909,694	912,698
総資産	10,451,533	10,470,547	12,160,638	13,343,796

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2 当連結会計年度より団体信用生命保険の配当金を経常収益から経常費用の減少に表示を変更しております。2020年度以前の経常収益にもこの変更を反映しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	3,067人
平均年齢	42年 4月
平均勤続年数	16年 2月
平均給与月額	367千円

- (注) 1 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2 使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。
 3 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数

	当 年 度 末
長野県	131店 うち出張所 (9)
新潟県	4 (ー)
東京都	6 (ー)
埼玉県	5 (ー)
群馬県	2 (ー)
愛知県	1 (ー)
岐阜県	1 (ー)
大阪府	1 (ー)
国内計	151 (9)
アジア	1 (ー)
海外計	1 (ー)
合計	152 (9)

(注) 1 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を3か所、店舗外現金自動設備を221か所、株式会社ローソン銀行との提携による店舗外現金自動設備を13,501か所（長野県内172か所、県外13,329か所）、株式会社セブン銀行との提携による店舗外現金自動設備を24,681か所（長野県内488か所、県外24,193か所）、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を12,100か所（長野県内144か所、県外11,956か所）それぞれ設置しております。また、店舗出店規制緩和を受け窓口営業を行わない法人取引専門営業所を1か所設置しております。

2 長野県内131店のうち11店（うち出張所2店）はランチ・イン・ブランチ方式（店舗内店舗方式）により他店舗内へ移転しており、店舗の拠点数としては120か所となっております。

ロ. 当年度新設営業所

該当事項はありません。

(注) 1 店舗外現金自動設備の新設（2か所）
 デリシア中込、デリシアガーデンあかしな

2 店舗外現金自動設備の廃止（8か所）
 オリパス辰野事業場、西駒郷、三才、中込、白馬八方バスターミナル、平田、村山駅前、信大附属病院東病棟

ハ. 銀行代理業者の一覧
該当事項はありません。

二. 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	4,313
---------	-------

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
ソフトウェア	1,266
事務機器、システム機器の導入・更改等	845
清水アパート建替	553
岩村田支店建替	366

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況
当行は親会社を有していません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
八十二証券株式会社	長野県長野市大字南長野字石堂南1277番地2	有価証券の売買 有価証券売買の媒介、 取次および代理	百万円 3,000	% 100.00	—
八十二リース株式会社	長野県長野市大字中御所岡田218番地14	リース業務	200	100.00	—
株式会社八十二カード	長野県長野市大字中御所218番地11	クレジットカード業務	30	100.00	—
八十二信用保証株式会社	長野県長野市大字中御所字岡田178番地2	信用保証業務	30	100.00	—
八十二システム開発株式会社	長野県長野市大字中御所字岡田178番地13	システム開発	40	5.00	—
八十二キャピタル株式会社	長野県長野市大字南長野南石堂町1282番地11	投資業務	200	10.00	—
八十二スタッフサービス株式会社	長野県長野市大字中御所字岡田178番地2	労働者の派遣業務 有料職業紹介業務 事務代行業務	20	100.00	—
やまびこ債権回収株式会社	長野県長野市大字中御所字岡田178番地2	債権管理回収業務	510	99.00	—
八十二オートリース株式会社	長野県長野市大字中御所岡田218番地14	リース業務	100	0.00	—
八十二アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋室町4丁目1番22号	投資運用業	200	100.00	—
八十二インベストメント株式会社	長野県長野市大字南長野南石堂町1282番地11	投資業務	30	100.00	—

ハ. 重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携（略称「ACS」）により、ATMの相互利用による現金引出し等のサービスを提供しています。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）及び労働金庫との提携（略称「MICS」）により、ATMの相互利用による現金引出し等のサービスを提供しています。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称「CNS」）との提携により、取引先企業との間の総合振込、口座振替、入出金取引明細等のデータ授受サービスを提供しています。
4. 株式会社イーネットと提携し、共同設置ATMによる現金引出し・現金預け入れ等のサービスを提供しています。
5. 株式会社セブン銀行と提携し、セブン銀行のATMでの現金引出し・現金預け入れ等のサービスを提供しています。
6. 株式会社ローソン銀行と提携し、ローソン銀行のATMでの現金引出し・現金預け入れ等のサービスを提供しています。
7. 当行が開発した共同版システムを、じゅうだん会行（山形銀行、筑波銀行、武蔵野銀行、阿波銀行、宮崎銀行、琉球銀行）に提供しています。
8. 株式会社ゆうちょ銀行と提携し、ATMの相互利用による現金引出し・現金預け入れ等のサービスを提供しています。
9. 長野県内6信用金庫（アルプス中央信用金庫、飯田信用金庫、上田信用金庫、諏訪信用金庫、長野信用金庫、松本信用金庫）と提携（名称「ぐるっと信州ネット」）し、ATMの相互利用による現金引出し等を無料又は割引にて利用可能としています。
10. 東邦銀行、群馬銀行と提携し、ATMの相互利用による現金引出し等を無料又は割引にて利用可能としています。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
湯本昭一	取締役会長 監査役部担当	—	—
松下正樹	取締役頭取（代表取締役） デジタルトランスフォーメーション部 秘書室担当 東京事務所担当	—	—
浅井隆彦	取締役副頭取（代表取締役） 企画部 金融市場部 融資センター、事務センター 本店センター、松本センター担当	—	—
佐藤裕一	常務取締役 融資部担当	—	—
宮原博之	常務取締役 リスク統括 人事総務部担当	—	—
佐藤信司	常務取締役 松本営業部	—	—
樋代章平	常務営業 取企渉 画外 システム部担当	—	—
田下佳代	取締役（社外役員）	—	弁護士
黒澤壯吉	取締役（社外役員）	—	—
濱野京	取締役（社外役員）	—	—
神澤鋭二	取締役（社外役員）	キッセイコムテック 株式会社 代表取締役	—
北澤吉美	常勤監査役	—	—
峰村千秀	常勤監査役	—	—
門多丈	監査役（社外役員）	—	—
和田恭良	監査役（社外役員）	—	—
山沢清人	監査役（社外役員）	—	—

(注) 社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 会社役員に対する報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について「選任・報酬委員会」へ諮問し、答申を受けております。「選任・報酬委員会」は、独立社外取締役を含む取締役3名以上により構成される取締役会の諮問機関であります。

また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、「選任・報酬委員会」からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は次のとおりです。

1. 基本方針

当行の取締役の報酬は、取締役が業績向上と企業価値向上への貢献意欲、ならびに株主重視の経営意識を高めて経営を行うためのインセンティブとなる体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各取締役が果たすべき職責やその成果等を踏まえ適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、確定金額報酬、業績連動型報酬および非金銭報酬により構成する。

なお、社外取締役については、その職務に鑑み、確定金額報酬のみを支払うこととする。

2. 確定金額報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

確定金額報酬は月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、当行業績や他社水準等を総合的に勘案して決定する。

3. 業績連動型報酬に係る業績指標の内容およびその業績連動型報酬の額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

業績連動型報酬は、取締役の業績向上への貢献意欲や士気を高めることを目的とした短期インセンティブとして位置付け、一事業年度の最終成果である当期純利益を業績指標とし、各事業年度の単体当期純利益の額に応じて算出された額を毎年一定の時期に現金で支給する。

4. 非金銭報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

非金銭報酬は、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有し、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的と位置付け、株式報酬型ストックオプションとする。各取締役に割り当てる新株予約権の数は、株主総会で承認された上限金額の範囲内で役位別に定めるストックオプション報酬額を当該新株予約権1個あたりの新株予約権個数を決定するための公正価額で除して算出された数（ただし、株主総会で承認された1年間の個数を上限とする）とし、定時株主総会開催日から1年以内の日までの期間に割り当てる。

5. 確定金額報酬の額、業績連動型報酬の額、非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

各取締役の種類別の報酬割合は、基本方針を踏まえ、役位に応じた適切な割合とする。取締役の個人別の報酬等の額の割合を決定する上で前提となる全体の種類別の報酬金額は以下のとおり。

種類別の報酬金額（2008年6月25日株主総会決議）

・取締役の報酬体系は確定金額報酬、業績連動型報酬、ストックオプション報酬とし、以下のとおりとする。（ただし、使用人兼取締役の使用人分給与は含まない）

- i 確定金額報酬は月額25百万円以内とすること
- ii 業績連動型報酬は当期純利益を基準として支給すること
- iii スtockオプション報酬額は「株式報酬型ストックオプション」とし、新株予約権を年額100百万円以内（1年間の個数の上限：1,500個、1年間の株数の上限：普通株式15万株）の範囲で割り当てること

・当期純利益による業績連動型報酬枠

当期純利益水準	報酬枠
～100億円以下	—
100億円超～150億円以下	4千万円
150億円超～200億円以下	5千万円
200億円超～250億円以下	6千万円
250億円超～300億円以下	7千万円
300億円超～350億円以下	8千万円
350億円超	9千万円

6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき取締役頭取がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の確定金額報酬の額および業績連動型報酬の額ならびに新株予約権の割当個数とする。なお、選任・報酬委員会は、取締役の報酬に関する事項について審議し、取締役会に対し助言・提言を行うものとし、取締役頭取は、その助言・提言を踏まえて各取締役の確定金額報酬の額および業績連動型報酬の額ならびに新株予約権の割当個数を決定する。

□. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数 (名)
		確定金額報酬	業績連動型報酬	非金銭報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	314 (18)	207 (18)	60 (―)	47 (―)	13 (4)
監 査 役 (うち社外監査役)	75 (16)	75 (16)	― (―)	― (―)	5 (3)
合 計 (うち社外役員)	389 (35)	282 (35)	60 (―)	47 (―)	18 (7)

- (注) 1 員数には当事業年度に退任した取締役2名を含めております。
- 2 業績連動型報酬にかかる業績指標は当期純利益であり、その実績は22,396百万円であります。当該指標を選択した理由は、一事業年度の最終成果であるからであります。当行の業績連動型報酬は、当期純利益の水準に応じて報酬枠を決定しております。
- 3 非金銭報酬の内容は株式報酬型ストックオプションであり、新株予約権割当の際の条件等は「イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」のとおりであります。
- 4 取締役の確定金額報酬の額は、2008年6月25日開催の第125期定時株主総会において、月額250万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名です。
また、確定金額報酬とは別枠で、2008年6月25日開催の第125期定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションとして、新株予約権を年額100百万円以内（1年間の個数の上限：1,500個、1年間の株数の上限：普通株式15万株）の範囲で割り当てることと決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名です。
- 5 監査役の報酬につきましては、2008年6月25日開催の第125期定時株主総会において、確定金額報酬月額8百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。なお、当該報酬額の配分は監査役の協議に基づき決定しております。
- 6 取締役会は、各取締役の確定金額報酬の額および業績連動型報酬の額ならびに新株予約権の割当個数の決定を、取締役頭取松下正樹（デジタルトランスフォーメーション部、秘書室、東京事務所担当）に委任しております。委任した理由は、当行全体の業績を勘案しつつ各取締役の評価を行うには頭取が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に「選任・報酬委員会」がその妥当性について確認しております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
田 下 佳 代	会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
黒 澤 壯 吉	
濱 野 京	
神 澤 鋭 二	
門 多 丈	
和 田 恭 良	
山 沢 清 人	

(4) 補償契約

イ. 在任中の会社役員との間の補償契約

該当事項はありません。

ロ. 補償契約の履行等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。

【被保険者の範囲】

当行取締役、監査役、執行役員

【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】

① 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

② 填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害および訴訟費用等について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

③ 役員等の職務の適正性が損なわれなかったための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしています。また、リスクの一定の割合を当行の自己負担とする縮小割合を設定しております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

神澤鋭二氏はキッセイコムテック株式会社の代表取締役を兼職しております。なお、当行とキッセイコムテック株式会社との間には預金、貸出金等の取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	主な活動状況
田下佳代	5年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、主に弁護士としての専門的な見地から発言を行っております。また、選任・報酬委員会の委員長を務めており、取締役等の選任、報酬等に関する審議において、独立した立場から発言を行うなど、社外取締役としての期待役割を果たしております。
黒澤壯吉	4年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会14回中13回に出席し、主に金融分野における豊富な経験と組織運営に関する幅広い見識に基づいて発言を行っております。また、選任・報酬委員会の委員を務めており、取締役等の選任、報酬等に関する審議において、独立した立場から発言を行うなど、社外取締役としての期待役割を果たしております。
濱野京	9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会10回全てに出席し、主にグローバル分野における専門的な見地から発言を行っております。また、選任・報酬委員会の委員を務めており、取締役等の選任、報酬等に関する審議において、独立した立場から発言を行うなど、社外取締役としての期待役割を果たしております。
神澤鋭二	9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会10回全てに出席し、主にDX分野における専門的な見地から発言を行っております。また、選任・報酬委員会の委員を務めており、取締役等の選任、報酬等に関する審議において、独立した立場から発言を行うなど、社外取締役としての期待役割を果たしております。
門多丈	14年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会14回全て、および監査役会14回全てに出席し、主に国際金融と企業投資に関する幅広い経験と専門的な見地から発言を行っております。
和田恭良	6年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会14回全て、および監査役会14回全てに出席し、主に行政分野における豊富な経験と組織運営に関する幅広い見識に基づいて発言を行っております。
山沢清人	5年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会14回全て、および監査役会14回全てに出席し、主に豊富な学識経験と組織運営に関する幅広い見識に基づいて発言を行っております。

(注) 取締役濱野京氏および神澤鋭二氏については、2021年6月25日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。

(3) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	銀行からの報酬等 (百万円)	銀行の親会社等からの報酬等 (百万円)
報酬等の合計	7人	35 (一)	—

(注) (一) は確定金額報酬以外の金額について内書きしております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

- (1) 株式数 発行可能株式総数 2,000,000千株
発行済株式の総数 511,103千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

- (2) 当年度末株主数 19,687名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	66,518 千株	13.58 %
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	19,350	3.95
明治安田生命保険相互会社	17,867	3.64
日本生命保険相互会社	13,600	2.77
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	13,529	2.76
信越化学工業株式会社	11,830	2.41
昭和商事株式会社	11,820	2.41
株式会社三菱UFJ銀行	10,182	2.07
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	10,041	2.05
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C USL NON-TREATY	9,669	1.97

(注) 1 持株数等は千株未満を、持株比率は小数点第3位以下をそれぞれ切り捨てて表示しております。
2 持株比率は、持株数を発行済株式数(自己株式を除く)で除して算出しております。

(4) 役員保有株式

該当事項はありません。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ	71百万円	(注2)
指定有限責任社員 弥永 めぐみ		(注3)
指定有限責任社員 陸田 雅彦		
指定有限責任社員 石尾 雅樹		

(注) 1 当行と会計監査人との間の契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記当該事業年度に係る報酬等にはこれらの合計額を記載しております。

2 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当行監査役会は、「監査役監査基準」等に基づき、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し、報酬の妥当性について分析・検討した結果いずれも適切・相当であり、監査品質は維持できると考え、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3 当行、子会社および子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額は94百万円です。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

イ. 在任中の会計監査人との間の補償契約

該当事項はありません。

ロ. 補償契約の履行等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、その他の独立性や適格性を害する事由等により会計監査人を解任または不再任することが妥当であると判断した場合には、監査役会の決定に従い、会計監査人の解任または不再任を目的とする議案を株主総会に提出いたします。

ロ. 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、銀行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実

該当事項はありません。

6 会計参与に関する事項

(1) 責任限定契約

該当事項はありません。

(2) 補償契約

イ. 在任中の会計参与との間の補償契約

該当事項はありません。

ロ. 補償契約の履行等に関する事項

該当事項はありません。

計算書類

第139期末 (2022年3月31日現在) 貸借対照表

(単位: 百万円)

科目	金額
(資産の部)	
現金預け金	4,031,655
現金	122,352
預け金	3,909,303
コールローン	20,000
買入金銭債権	116,411
特定取引資産	13,370
商品有価証券	731
特定金融派生商品	4,640
その他の特定取引資産	7,998
金銭の信託	79,448
有価証券	2,809,850
国債	820,553
地方債	308,214
社債	524,690
株式	507,908
その他の証券	648,484
貸出金	5,974,071
割引手形	13,031
手形貸付	139,384
証書貸付	5,166,696
当座貸越	654,959
外国為替	30,546
外国他店預け	26,313
買入外国為替	3,800
取立外国為替	432
その他資産	132,812
未決済為替貸	21
前払費用	779
未収収益	7,144
先物取引差入証拠金	60
金融派生商品	35,813
金融商品等差入担保金	13,538
その他の資産	75,454
有形固定資産	25,924
建物	11,155
土地	10,776
リース資産	324
建設仮勘定	923
その他の有形固定資産	2,744
無形固定資産	4,471
ソフトウェア	3,876
リース資産	0
その他の無形固定資産	594
前払年金費用	23,756
支払承諾見返	38,113
貸倒引当金	△35,232
資産の部合計	13,265,200

科目	金額
(負債の部)	
預金	8,066,627
当座預金	366,975
普通預金	5,002,443
貯蓄預金	58,580
定期預金	2,403,977
定期積金	32,193
その他の預金	202,457
譲渡性預金	156,457
コールマネー	1,504,861
売現先勘定	53,041
債券貸借取引受入担保金	322,484
特定取引負債	4,279
特定金融派生商品	4,279
借入金	2,080,959
外国為替	960
外国他店借	10
売渡外国為替	228
未払外国為替	720
信託勘定借	360
その他負債	81,636
未決済為替借	8
未払法人税等	1,653
未払費用	4,217
前受収益	1,749
給付補填備金	0
先物取引差金勘定	93
金融派生商品	14,461
金融商品等受入担保金	7,542
リース債務	354
資産除去債務	144
その他の負債	51,411
退職給付引当金	10,236
睡眠預金払戻損失引当金	499
偶発損失引当金	1,341
繰延税金負債	109,329
支払承諾	38,113
負債の部合計	12,431,189
(純資産の部)	
資本金	52,243
資本剰余金	32,557
資本準備金	29,609
その他資本剰余金	2,948
利益剰余金	477,569
利益準備金	47,610
その他利益剰余金	429,959
固定資産圧縮積立金	1,095
別途積立金	399,600
繰越利益剰余金	29,263
自己株式	△11,576
株主資本合計	550,794
その他有価証券評価差額金	267,274
繰延ヘッジ損益	15,670
評価・換算差額等合計	282,945
新株予約権	271
純資産の部合計	834,011
負債及び純資産の部合計	13,265,200

第139期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		111,915
資金運用収益	72,676	
貸出金利息	41,922	
有価証券利息配当金	26,874	
コールローン利息	33	
預け金利息	3,255	
その他の受入利息	589	
信託報酬	7	
役務取引等収益	17,847	
受入為替手数料	5,515	
その他の役務収益	12,332	
特定取引収益	198	
商品有価証券収益	29	
特定金融派生商品収益	166	
その他の特定取引収益	1	
その他業務収益	10,941	
外国為替売買益	1,226	
国債等債券売却益	9,714	
国債等債券償還益	0	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	10,243	
償却債権取立益	19	
株式等売却益	4,669	
金銭の信託運用益	4,267	
その他の経常収益	1,287	
経常費用		80,550
資金調達費用	4,289	
預金利息	594	
譲渡性預金利息	7	
コールマネー利息	△167	
売現先利息	102	
債券貸借取引支払利息	291	
借用金利息	270	
金利スワップ支払利息	3,175	
その他の支払利息	13	
役務取引等費用	7,893	
支払為替手数料	905	
その他の役務費用	6,987	
その他業務費用	7,748	
国債等債券売却損	7,717	
金融派生商品費用	31	
営業経費	48,510	
その他経常費用	12,108	
貸倒引当金繰入額	1,888	
貸出金償却	3	
株式等売却損	2,419	
株式等償却	50	
金銭の信託運用損	3,717	
その他の経常費用	4,028	
経常利益		31,365

(単位：百万円)

科目	金額	
特別利益		762
固定資産処分益	762	
特別損失		754
固定資産処分損	451	
減損損失	302	
税引前当期純利益		31,373
法人税、住民税及び事業税	7,081	
法人税等調整額	1,895	
法人税等合計		8,977
当期純利益		22,396

連結計算書類

第139期末 (2022年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	4,049,642	預金	8,049,875
コールローン及び買入手形	20,000	譲渡性預金	132,507
買入金銭債権	116,411	コールマネー及び売渡手形	1,504,861
特定取引資産	13,370	売現先勘定	53,041
金銭の信託	79,448	債券貸借取引受入担保金	322,484
有価証券	2,801,655	特定取引負債	4,279
貸出金	5,931,315	借入金	2,087,634
外国為替	30,546	外国為替	960
リース債権及びリース投資資産	68,041	信託勘定借	360
その他資産	152,789	その他負債	108,104
有形固定資産	34,378	退職給付に係る負債	11,653
建物	11,546	睡眠預金払戻損失引当金	499
土地	11,144	偶発損失引当金	1,341
建設仮勘定	923	特別法上の引当金	12
その他の有形固定資産	10,764	繰延税金負債	115,367
無形固定資産	4,628	支払承諾	38,113
ソフトウェア	4,018	負債の部合計	12,431,097
その他の無形固定資産	609	(純資産の部)	
退職給付に係る資産	42,803	資本金	52,243
繰延税金資産	1,780	資本剰余金	59,176
支払承諾見返	38,113	利益剰余金	512,403
貸倒引当金	△41,129	自己株式	△11,576
資産の部合計	13,343,796	株主資本合計	612,246
		その他有価証券評価差額金	268,743
		繰延ヘッジ損益	15,670
		退職給付に係る調整累計額	12,266
		その他の包括利益累計額合計	296,680
		新株予約権	271
		非支配株主持分	3,499
		純資産の部合計	912,698
		負債及び純資産の部合計	13,343,796

第139期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 連結損益計算書 (単位: 百万円)

科目	金額	
経常収益		151,349
資金運用収益	72,803	
貸出金利息	41,893	
有価証券利息配当金	26,989	
コールローン利息及び買入手形利息	33	
預け金利息	3,257	
その他の受入利息	629	
信託報酬	7	
役務取引等収益	22,010	
特定取引収益	2,063	
その他業務収益	44,177	
その他経常収益	10,287	
償却債権取立益	25	
その他の経常収益	10,261	
経常費用		113,301
資金調達費用	4,318	
預金利息	594	
譲渡性預金利息	6	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△167	
売現先利息	102	
債券貸借取引支払利息	291	
借入金利息	295	
その他の支払利息	3,195	
役務取引等費用	5,600	
その他業務費用	37,263	
営業経費	54,038	
その他経常費用	12,080	
貸倒引当金繰入額	1,800	
その他の経常費用	10,279	
経常利益		38,047
特別利益		762
固定資産処分益	762	
特別損失		754
固定資産処分損	451	
減損損失	302	
金融商品取引責任準備金繰入額	0	
税金等調整前当期純利益		38,055
法人税、住民税及び事業税	8,950	
法人税等調整額	2,254	
法人税等合計		11,204
当期純利益		26,850
非支配株主に帰属する当期純利益		182
親会社株主に帰属する当期純利益		26,667

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社八十二銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
長野事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	弥 永 めぐみ ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	陸 田 雅 彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 尾 雅 樹 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社八十二銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第139期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示

することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社八十二銀行
取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ
長野事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	弥 永 めぐみ ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	陸 田 雅 彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 尾 雅 樹 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社八十二銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社八十二銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示

することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第139期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

株式会社 八十二銀行 監査役会

常勤監査役 北澤 吉美 ㊟

常勤監査役 峰村 千秀 ㊟

社外監査役 門多 丈 ㊟

社外監査役 和田 恭良 ㊟

社外監査役 山沢 清人 ㊟

以上

株主総会会場 ご案内図

日時 2022年6月24日（金曜日） 午前10時
（受付開始 午前9時）

会場 長野市大字中御所字岡田178番地 8
当行本店3階 大会議室
☎ 026-227-1182（代表）



交通のご案内

JR長野駅善光寺口より 徒歩約10分

新型コロナウイルスについてのごお願い

株主総会にご出席される株主様は、ご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮いただきますようお願い申し上げます。併せて議決権行使書による議決権行使またはインターネット等による議決権行使もご検討いただきますようお願い申し上げます。

お土産についてのお知らせ

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮した
植物油インキを
使用しています。